

地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
2. 起債充当率の引上げ、償還年限の延長等貸付条件の改善を図るとともに、元利償還金に対する財政措置の充実を図ること。
3. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、不交付団体を含むすべての団体を対象とし、資金区分、年利等の対象要件を緩和したうえで、措置を再度実施すること。
4. 事業年度が令和2年度までとされている緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図るとともに、令和3年度以降も継続的に災害対策事業を実施できるよう期限を延長すること。
5. 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化等の取組に対し、引き続き十分な財源を確保すること。
また、防災拠点や避難所の耐震化を一層推進するため、災害対応の中心施設となる庁舎の耐震化等について、地域の実情に応じた必要な措置を講じるとともに、体育館、公民館等の公共・公用施設や災害拠点病院の建替え、耐震診断、耐震改修、大規模改修等に対し、財政措置を拡充すること。
6. 地方一般財源の総額確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策に国と地方が協力して対処していく必要があることから、多額の発行が見込まれる臨時財政対策債の資金については、財政融資資金などの公的資金により確保すること。

また、同様に、令和2年度の推計基準税額と課税実績額の差を補えるよう、減収補てん債の対象税目を拡大するとともに、資金については財政融資資金などの公的資金により確保すること。